

事務連絡
令和4年12月23日

都道府県
各指定都市 障害保健福祉主管部（局）御中
中核市

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課

健康フォローアップセンターを利用して療養する障害者への配慮について

平素より障害福祉施策の推進について御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。
今般、「With コロナの新たな段階への移行に向けた全数届出の見直しについて」（令和4年9月12日付け厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡）が一部改正され、健康フォローアップセンターを利用する障害者への配慮について、下記のとおり示されました。

つきましては、各自治体において内容について御了知いただき、記載のとおり障害者への配慮に努めていただくとともに、管内の指定権限を有する障害福祉サービス事業所等への周知についても御協力いただきますようお願いいたします。

なお、障害福祉サービス事業所等の従業者において、日頃から支援を行っている障害者が健康フォローアップセンターを利用する際に、センターへの登録や体調悪化時等の連絡についての支援を実施する場合、臨時的な取扱いとして、市町村が認める場合には、その支援に要する時間についても報酬の算定の対象として差し支えないことを申し添えいたします。

記

- 「With コロナの新たな段階への移行に向けた全数届出の見直しについて」（令和4年9月12日付け厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡）

<https://www.mhlw.go.jp/content/001025414.pdf>

【一部抜粋】 5（4）障害者への配慮について

（4）障害者への配慮について

（2）で示す健康フォローアップセンターについては、障害のある方も安心して利用でき

るよう、必要な配慮を行うことが必要である。

症状が軽いなど、自宅で療養する障害者が健康フォローアップセンターを利用する場合で、健康フォローアップセンターへの登録や体調悪化時等の連絡について、障害者本人が対応することが難しい場合には、日頃から当該障害者を支援している障害福祉サービス事業者等が、必要なサポートを行うことが考えられる。

都道府県及び市町村の衛生部局と障害保健福祉部局は連携を図り、障害福祉サービス事業所等に健康フォローアップセンターの役割等を周知するとともに、障害者本人へのサポートについて協力を求めるなど、障害者への配慮に努めること。